

第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業の事業の実施に関わる場所使用承諾証明書

事業実施場所	区市町村		丁目	番	号	事業所の名称	
	(建物名)		(部屋番号等)				
事業実施場所 の 使用 者	住所	〒			電話	使用者と契約者の 関係： 1 本店支店 2 親族 3 その他  ( )	
	氏名						
事業実施場所 の 契 約 者	住所	〒			電話		
	氏名						
使用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで の ( 年 か月間 )						
又事業 実施場 所の 管理 受託 者(注 1)者 所有者	上記のとおり、(第一種動物取扱業・第二種動物取扱業)に係る(事業所・飼養施設)としての使用を承諾したことを証明する。 年 月 日 〒 住 所 氏 名 電 話 ( )						
(注 2)備考							

注1：共有の場合は、共有者全員の住所及び氏名を記入のうえ捺印してください。(空欄又は別紙をお願いします)。  
 証明する事業内容(第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業)と用途(事業所又は飼養施設)に「○」をつけてください。  
 注2：業種、取り扱う動物種等が限定されている場合にはその旨を記載してください。  
 飼養施設が自動車の場合は車両番号を記載してください。

◎この書類は、事業実施場所の建物・土地の所有者又は委託を受けた管理者の責任において作成してください。作成にあたっては裏面の注意事項をお読みください(注意事項は東京都動物愛護相談センターのホームページでも確認できます。右のQRコードを読み取ってください)。

◎虚偽の証明書を作成した場合は、法律により罰せられることがあります。



## 記入上の注意

- 1 この書類は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）」第10条第2項による第一種動物取扱業の登録申請、法第13条第2項による同登録の更新申請、法第14条第1項による飼養施設設置届出等、又は法第24条の2の2による第二種動物取扱業の届出等に係る添付書類として、事業実施場所に必要な権原を有することを示す書類です。事業実施場所（登録の申請を行う事業所又は飼養施設の設置を行う場所）の建物・土地が申請者以外の所有であって、賃貸借契約書等により権原を有することが証明できない場合に作成してください。
- 2 事業実施場所の賃貸借契約書等に動物取扱業の実施内容が明記されている場合は、当該契約内容の範囲において賃貸借契約書等により権原を有していることが証明できます。その際は、賃貸借契約書等の写しを添付書類としてください（原本照合を行いますので、申請時は原本もお持ちください）。賃貸借契約書等により権原を有していると認められる場合は、下記の例を参考にしてください。  
〔例示〕
  - ・申請者の契約する賃貸借契約書等の使用用途等に「ペットショップ」や「ペットホテル」、「トリミングサロン」、「猫カフェ」など動物を取り扱うことが明白な事業の具体的な内容が明記されている場合
  - ・申請者の契約する賃貸借契約書等の契約条項等に「犬の繁殖・販売を行うことを認める」「ペットシッターの事業所としての使用を認める」など具体的事業内容について実施を認める旨が明記されている場合注) 賃貸借契約書等により権原を有することを証明する場合は、当該契約書に記載のある範囲の証明となります。契約書に記載されていない事業内容について申請する場合は、この書類を作成してください。
- 3 証明は、事業実施場所である建物・土地の所有者又は所有者から当該場所の用途の決定も含めた管理を正式に委託された者が行ってください。
- 4 「事業実施場所」の欄は、事業所（飼養施設）の所在地を記入してください。事業実施を承諾する場所の建物に建物名がある場合は、建物名を記入してください。また、建物の一部のみの使用を承諾する場合は、部屋番号や区画番号等を記入してください。（事業実施場所について賃貸借契約等を締結している場合は、原則として契約した場所と同一となります。）
- 5 「事業実施場所の使用者」の欄は、動物取扱業を実施する申請者の住所・氏名・電話番号を記入してください。申請者が法人の場合は、法人名に加えて法人の代表者氏名を記入してください。
- 6 「事業実施場所の契約者」の欄は、事業実施場所の賃貸借契約等を締結している者の住所・氏名・電話番号を記入してください。契約者が法人の場合は、法人名に加えて法人の代表者氏名を記入してください。使用者と契約者が同じ場合は、「上記に同じ」として構いません。
- 7 「使用者と契約者の関係」の欄は、使用者と契約者が異なる場合に記入してください。その関係について該当する番号を○で囲み、「3 その他」を選択した場合は、両者の関係を記入してください（例：本部とFC契約者、イベント主催者と出品者など）。使用者と契約者が同じ場合は、記入不要です。
- 8 「使用期間」の欄は、申請者に対して動物取扱業の事業実施を承諾する期間を記入してください（申請者が動物取扱業を実施することを認める実際の期間を記入してください。事業実施場所について賃貸借契約等を締結している場合は、原則として契約した期間と同一となります。）。なお、第一種動物取扱業の登録年月日は、使用期間の開始日以降となります。  
注) 記入時点で承諾する期間（更新申請の場合は、登録の有効期間末日の翌日が含まれる期間）を記入してください。事業実施場所が催事場等で、契約期間が単日又は数日の場合は、その期間を記入してください。
- 9 「事業実施場所の所有者又は管理受託者」の欄は、証明者の住所・氏名・電話番号を記入の上で捺印し、証明する事業内容と用途を○で囲んでください。証明者が法人の場合は、法人名に加えて法人の代表者氏名を記入してください。共有名義の場合は、共有者全員の住所及び氏名を記入の上、捺印してください。
- 10 「備考」の欄には、事業実施場所で行う動物種や事業内容が限定されている場合に、その旨を記入してください（例：「犬猫に限る」、「特定動物の取扱いを禁ずる」、「繁殖を禁ずる」、「トリミングに限る」など）。また、飼養施設が自動車の場合は車両番号を記入してください。
- 11 この書類の様式は、東京都が「動物の愛護及び管理に関する事務取扱要領」により定めています。記入方法について御不明点等がある場合は、事業実施場所を管轄する東京都動物愛護相談センターまでお問い合わせください。  
(特別区) 東京都動物愛護相談センター本所 03-3302-3507  
(多摩地域) 東京都動物愛護相談センター多摩支所 042-581-7435  
(島しょ部) 東京都動物愛護相談センター本所 03-3302-3507

(様式2・記入例)

【B】第二種動物取扱業届出書に記載した「飼養施設の所在地」を記載します。

●この書類は、事業実施場所（登録の申請を行う事業所または飼養施設の設置届等を行う場所）の建物・土地が、申請者以外の所有である場合に作成します。  
●事業実施場所の建物・土地の所有者または委託を受けた管理者の責任において記入してください。

【A】第二種動物取扱業の場合は、記入する必要はありません

第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業の事業の実施に関わる場所使用承諾証明書

●自分で契約して使う場合（使用者と契約者が同じ）、契約者の欄に「上記に同じ」と記入します。

使用期間：  
●契約書の契約期間等を記載してください。

事業実施場所	世田谷 区市町村 八幡山 二 丁目 1 番 00 号【B】		事業所の名称	
	(建物名)	センタープラザ	(部屋番号等)	B1
事業実施場所の使用者	住所	〒156-0000 世田谷区八幡山二丁目9番11号 スカイマンション801【C】	電話	03(3302)0000
	氏名	東京 次郎 【C】	使用者と契約者の関係： 1 本店支店 2 親族 3 その他 ( )	
事業実施場所の契約者	住所	〒	電話	
	氏名	上記に同じ		
使用期間	令和 ☆☆年 △月 1 日 から	の ( △ 年 0 か月間 )		
	令和 ××年 □□月 31 日 まで			
又は事業実施場所の所有者(注1)	上記のとおり、(第一種動物取扱業・第二種動物取扱業)に係る(事業所・飼養施設)としての使用を承諾したことを証明する。 令和 ○○年 ○月 1 日			
	〒	100-○○××		
	住所	千代田区霞ヶ関○丁目×番▽号		
	氏名	環境 衛太郎 (印)		
	電話	03(1122)○○××		

該当する項目に○をつけてください。

●正当な承諾権者(事業実施場所の建物・土地の所有者または委託を受けた管理者)の記名または署名と押印が必要です。  
●書類に訂正のある場合は、同じ印鑑による訂正が必要です。

【C】第二種動物取扱業届出書に記載した「申請者住所・氏名」を記載します。

使用者と契約者の関係：  
●使用者と契約者が異なる場合は、飼養施設の所有者または委託を受けた管理者の承諾を得た上で、該当する番号に○をします。  
●「3 その他」を選択する場合は、両者の関係を記入してください。(例：会社とワンチャイフ契約者)

注1：共有の場合は、共有者全員の住所及び氏名を記入のうえ捺印してください。証明する事業内容（第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業）と用途（事業実施場所の名称）を記載してください。  
注2：業種、取り扱う動物種等が限定されている場合にはその旨を記載してください。飼養施設が自動車の場合は車両番号を記載してください。  
◎この書類は、事業実施場所の建物・土地の所有者又は委託を受けた管理者の責任において記入してください。裏面の注意事項をお読みください（注意事項は東京都動物愛護相談センターのホームページでも確認できます）。  
◎虚偽の証明書を作成した場合は、法律により罰せられることがあります。